みずほまち

農業委員会だより

＊＊＊育てよう、農業後継者！！＊＊＊

第 50 号
令和3年7月1日
〈編集・発行〉
瑞穂町農業委員会
〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎2335
☎ 042－557－7630（直）

夏野菜がおいしい季節です！

農地管理パトロールの実施について

農業委員会では、パトロールを年に2回（6月・8月）実施し、農地の適正管理をお願いしています。雑草等で適正管理ができていないと近隣の土地所有者の迷惑になるばかりか、不法投棄の原因にもなります。農地の適正管理の徹底をお願いします。

※様々な事情で耕作を続けることが難しく、今後の農地の利用についてお考えの方は農業委員、または農業委員会事務局にご相談ください。

納税猶予を受けている方へ

農地等の納税猶予制度は農業経営を継続するために受けられる特例制度です。

次の場合には納税猶予が打ち切られ、利子税とともに納付する可能性があります。

①農業経営を廃止したとき

②適用農地の売り渡し、貸し付け、譲渡や宅地等へ転用したとき

③耕作放棄地になっているとき

※例外もあります。詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。

捕獲機貸し出しています！

農業者の方に、ハクビシン・アライグマ等を捕獲する箱ワナの貸出しをしています。捕獲後の回収も行います。詳しくは農業委員会事務局までご連絡ください。

費用：無料

貸出期間：２週間

農地転用は許可・届出が必要です

農地を宅地等の農地以外に利用する場合は、許可申請・届出の一定の手続きが必要です。農地の転用には、法律により規制があります。農地の種別によって手続きが異なりますので、一時的な場合も含め、事前にご相談ください。

手続きの内容	
市街化区域内	届出 →農業委員会HPに届出書式があります。
市街化区域外	許可申請 →**立地基準**と**一般基準**により転用の可否が判断されます。

市街化区域外の許可基準について		
立地基準		**一般基準**
→営農条件及び周辺の市街化の状況から区分します。 →立地によって、可否の要件が異なります。		→どの立地であっても必要な要件です。
立地の種類	農用地区域内農地 甲種農地 第1種農地 第2種農地 第3種農地	・事業実施の確実性 ・被害防除 （一時転用の確実性）
詳細については農業委員会事務局まで		

～表紙の紹介～

令和3年に瑞穂町で新規就農された中西さんの畑で実ったトウモロコシです。
中西さんのご紹介は4ページ目に掲載しています。

『第62回東京都農業委員・農業者大会』受賞者の紹介

令和3年2月18日にKOTORIホール（昭島市）において、今年で第62回を迎える東京都農業委員・農業者大会が開催される予定でしたが、コロナウイルス感染拡大防止のため残念ながら中止となりました。受賞された次の方々には表彰状が授与されました。おめでとうございます。

〔企業的農業経営顕彰者〕
丹生　範仁さん
経営部門　野菜

平成１９年からお父様の農業経営に参画されました。
参画以降、年数を重ねるごとに役割も増えて多忙になる中、ご自身たちで種から愛情をもって野菜を育てられています。さらに、消費者に喜ばれるような野菜を効率的に生産できるよう日々工夫されており、販路ごとの要望に応じた品種に絞って栽培されているそうです。
また、消防団への加入による地域貢献や農協等を通じた意見交換等、地域とのつながりも大切にされていらっしゃいます。

〔農業功労者表彰者〕
町田　敏雄さん
経営部門　野菜

昭和３５年より野菜の栽培により営農へ参画されました。
近年までは野菜に加え、瑞穂町の特産物である茶も生産されており、町の産業発展にお力添えいただきました。現在は茶の生産を辞されていますが、野菜は少量多品種で地域のニーズに応じて生産しているそうです。生産される野菜は、地域の方に直接販売し好評とのことです。
また、平成１１年からの１２年間、西多摩農協で監事を務められており、瑞穂町だけではなく周辺地域全体の農業振興にご尽力いただいています。

〔農業後継者顕彰者〕
川久保　敦史さん
経営部門　野菜

平成２６年７月より瑞穂町内で１年半の農業研修を受けたのち、平成２８年に認定新規就農者として独立されました。
日々栽培体系の見直し等を行いながら、経営の更なる安定を図るために工夫していらっしゃいます。農地は不耕作地への利用権設定によって取得しておられ、不耕作地の解消にも助力いただいています。販路の拡大や効率化に取り組まれ、農業に対して意欲的な方です。
町のイベントや農福連携事業にもご協力いただき、地域貢献をされています。

全国農業新聞の購読について

週刊
毎週金曜日発行
購読料　月700円

発行元：全国農業会議所
ご希望の方は農業委員会事務局まで！

農業委員会HP

瑞穂町の農業委員会の総会議事録など、活動を紹介しています！

http:/www.town.mizuho.tokyo.jp/tyosei/019/001/index.html

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者のための公的年金で、自分の納めた保険料とその運用益を原資として将来支給される「確定拠出型年金」です。 老後の生活に備え、農業者年金への加入についてご家族で話し合ってみませんか。ご相談は農業委員会事務局までご連絡ください。

家族経営協定が締結されました！

令和3年5月に、近藤隆幸さん・近藤亜紀さんが瑞穂町で6組目の家族経営協定を締結されました！

家族経営協定とは：農業に携わる家族皆を1経営体として認定農業者とする制度です。家族間で話し合い、目標や役割を協定として取り決めます。協定が締結されていることによって家族一人ひとりが認定農業者として農業者年金に加入できたり、主体的に経営に参画しやすくなる等のメリットがあります。

新しい仲間を紹介します！

令和3年3月に瑞穂町で新規就農された

中西　拓さん
（高根在住）

をご紹介します！

Q：就農したきっかけは？
A：小学生のころ、地元で小麦の栽培を体験したことです。種まきから日々の世話、収穫まで自分が携わった小麦をうどんにして食べた時、それがとても美味しかった思い出があります。それが農家を目指すきっかけとなりました。
Q：現在の営農状況は？
A：瑞穂で約1反、入間で約8反を借り受けています。現在は入間の方が広いですが、今後は瑞穂で経営を拡大していきたいです。現在はキャベツやリーフレタス、ブロッコリー、ズッキーニ、ミニ白菜、ネギ、トウモロコシ等を栽培しています。販路は直売所や量販店です。
Q:新規就農して大変だったことはありますか？
A:最初に浮かぶのは、初期投資ですね…。機械や資材を準備するのはやはり苦労しました。現在はトラクターを借りる等して何とかしている状況です。
Q：将来の夢と計画は？
A：単純ですが、「いっぱい作っていっぱい売りたい」という夢があります。そのためにも、今後は面積の拡大、雇用、機械投資など、それぞれのバランスを取りながら経営を大きくしていきたいです。
最後に、地域の方々へこれからよろしくお願いしますと伝えたいです！
取材・記事：関谷　博明

～中西さんより～使わない農業資材がありましたら、いただきたいそうです。ご提供くださる方は、お近くの農業委員または事務局までご連絡ください。

農地中間管理事業

農地の貸し借りは、農地法第3条許可の他、市街化区域以外については農地中間管理事業の利用や農業経営基盤強化促進法による利用権の設定もあります。農地中間管理事業は（一社）東京都農業会議が農地所有者の方から農地を借受け、その農地を規模拡大を目指す認定農業者・新規就農者の方に貸し出す事業です。

土地所有者 → 貸付希望書 ↓ 借受基準のクリア

農地中間管理機構
（東京都農業会議）
・最大２年間借受
・借受中に貸付先を募集
・貸付先が見つかれば

借受希望者
（認定農業者等）→ 借受希望の応募 ↓ 貸付基準のクリア

期限が来れば返還
貸し付けた農地の貸借権は貸付期限終了後消滅します。
※利用権の再設定も可能です。

編集後記

瑞穂町でも、コロナウイルスのワクチン接種が始まりました。コロナ禍もワクチン接種でやっと収束となるのでしょうか。

さて、私は農業者として、コロナの他にももう一つ気がかりなことがあります。それは地球温暖化です。異常気象や今まで見たことのない野菜の病気・害虫等々が目立って多くなってきたことを否めません。

これについては収束させるワクチンもあるはずもなく、自然に対抗し続けた人間の反省こそが唯一の収束への道かもしれません。

編集委員長　関谷　博明
編集委員　榎本　和夫　榎本　勝昭
池田　幸司　西村　一彦